

十三、解決

戒に努めたが最近赤字続きである關係上作業の中止も別に
痛痒を感じざる爲難便なる態度を持したのである。

争議團は日時延滞と共に益々持重を固め事態悪化しつつあつた處齋營業主山樾が來會し争議團と會見極力慰撫に努めたる爲態軟化するに至り一方齋社側も酒井忠治來會し重役會を開きたるも良策なく所轄署に調停方を依頼したる結果漸く二十八日午前二時左の條件にて解決したるを以て同日午前十一時より會社廣場にて手打式を挙げた。

解決事項

- 1、山樾前事業主を會社相談役に迎ふること
- 2、争議に付犠牲者出さざること
- 3、争議用の費用として參百圓を支給すること

4、休業中の給料は半額宛支給す

5、會社の正式に採用命令を交付す

6、争議解決の時は可成急遽に左記の通り退職手當を支給す

日給者

ア一年未満 退職當時の日給二十日分の月俸

イ一年以上 退職手當の日給二十日分に年数を乗じたもの

もの

但し一ヶ年未満の繰扱は月俸

月給者

一年以上 退職當時の月給額一ヶ月分に年数を乗じたもの

額

但し一ヶ年に満たざる分に對しては月俸

7、臨時職工を本職工に昇格する事は可成考慮する